

平成29年6月

お客様各位

公益社団法人日本アイソトープ協会
アイソトープ部 放射線源課

販売終了のお知らせ (RI貯蔵箱)

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当方取扱製品につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたびご愛顧いただいております「RI貯蔵箱」につきまして、近年の受注状況及び供給工程の状況等を考慮し、販売を終了させていただきたく、下記の通りご案内申し上げます。

誠に勝手ではございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

◆販売終了時期

最終ご注文日：平成 29 年 9 月 29 日

但し、現在の在庫が無くなり次第、販売終了とさせていただきます。

(平成 29 年 6 月 1 日現在の在庫数：9 台)

◆対象製品

品名	コード番号
RI 貯蔵箱	CB662N

◆代替対応

当該製品は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定された貯蔵箱の要件を満たす製品となっており、概要としては、耐火性及び施錠の構造を有した金庫等に必要な標識を貼付したものとなっております。

別添に、貯蔵箱に関する要件が示された法令の抜粋、並びに標識例をご案内いたします。大変恐れ入りますが、必要要件をご確認いただいた上で、お客様ご自身で調達くださいますよう、お願い申し上げます。

以上

(別添)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抜粋）

（貯蔵施設の基準）

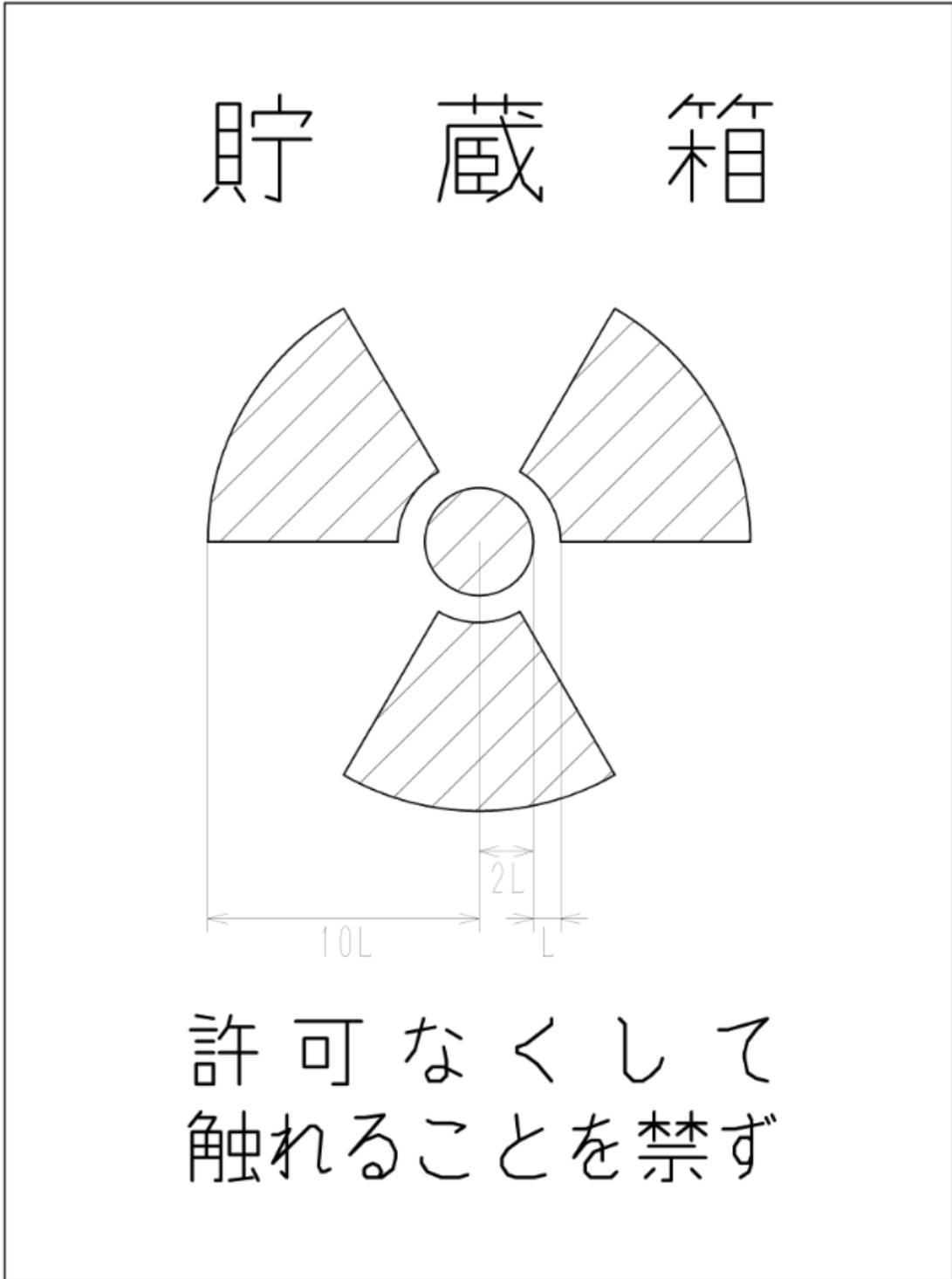
第十四条の九 法第六条第二号 及び法第十三条第二項 の規定による貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 貯蔵施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。
- 二 貯蔵施設には、次に定めるところにより、貯蔵室又は貯蔵箱を設けること。ただし、密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、この限りでない。
- イ 貯蔵室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第一項 に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。
- ロ 貯蔵箱は、耐火性の構造とすること。
- 三 貯蔵施設には、第十四条の七第一項第三号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。
- 四 貯蔵施設には、次に定めるところにより、放射性同位元素を入れる容器を備えること。
- イ 容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を入れる容器は、気密な構造とすること。
- ロ 液体状の放射性同位元素を入れる容器は、液体がこぼれにくい構造とし、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。
- ハ 液体状又は固体状の放射性同位元素を入れる容器で、き裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具を設けること。
- 五 貯蔵施設のとびら、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- 六 管理区域の境界には、さくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。
- 七 貯蔵室又は貯蔵箱、第四号に規定する容器及び管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表に定めるところにより、標識を付すること。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 別表（抜粋）

区 分	標 識	大 き さ	標 識 を 付 け る 箇 所
貯蔵室又は貯蔵箱（第十四条の九第七号及び第十四条の十において準用する第十四条の九第七号）	<u>放射能標識の上部に「貯蔵室」又は「貯蔵箱」の文字を、下部に「許可なくして立ち入りを禁ず」又は「許可なくして触れることを禁ず」の文字を記入すること。</u>	<u>放射能標識は、貯蔵室にあつては半径10センチメートル以上とし、貯蔵箱にあつては半径2.5センチメートル以上とすること。</u>	貯蔵室にあつてはその出入口又はその付近、貯蔵箱にあつてはその表面

(別添)



注1 : Lは、0.25センチメートル以上とする。

注2 : 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
下 地	黄
三葉マーク (斜線部)	赤紫
文 字	黒

図 貯蔵箱標識例